一般社団法人　山形県介護支援専門員協会会誌

ケアマネ通信　やまがた No.28

第7回 通常総会報告

日　時　平成30年6月23日(土)　午後2時～
会　場　山形国際交流プラザ

今年度の総会が開催されました。以下に報告いたします。

1. 会長あいさつ

佐藤裕邦会長よりあいさつ。「CM支援費への一部負担の議論あり。断固阻止の姿勢を持ちたい。」

2. 来賓祝辞

山形県健康福祉部長寿社会政策課
課長　堀井　洋幸　氏

「地域包括ケアシステム構築、制度の適正運営の牽引役として、介護支援専門員へ大いに期待しているところ」との言葉を頂きました。

3. 総会成立確認

総会出席者278名（内委任状241名）

定款第30条「会員の1/3以上の出席」により成立。

4. 議長選出

山形地区支部　椎名　敏　氏

5. 議事録署名人

山形地区支部　海藤　美紀　氏
山形地区支部　村山　澄子　氏

6. 議事

・第1号議案　平成29年度事業の件
質疑：なし。提案どおり承認された。

・第2号議案　平成29年度決算の件
質疑：なし。提案どおり承認された。

・第3号議案　平成30年度事業計画の件
質疑：なし。提案通り承認された。

・第4号議案　平成30年予算の件
質疑：なし。提案通り承認された。

・第5号議案　監事の選任に関する件
外部監事の宮林明美氏の退任による新監事菊地忍氏の提案あり。
質疑：なし。提案通り承認された。

第7回 通常総会報告……1
平成30年度第1･2回研修会報告……2
第10回 社員総会報告（抄）……3
第37回･第38回 理事会報告……4
山形地区支部報告……5
相談窓口（ケアマネ110番）より……6
各委員会より……6～7
各専門職から（Professional Comment）……7･8
編集後記……8

平成30年度 第1回 研修会報告

日　時　平成30年6月23日(土)　午後2時50分～
会　場　山形国際交流プラザ

『平成33年度改定にむけて今からすべきこと』
～H30改定の背景とこれからの私たちのあり～

講師　小原秀和氏
（一般社団法人日本介護支援専門員協会　副会長）

今回の講師は、日本協会副会長であり、介護給付費分科会委員である小原氏です。小原さんは山形のお隣りの秋田県支部の方であり、山形の会員とも親しくして頂いております。当日はやや暑い中、本人曰く「魂をこめて」ご講演頂きました。

講演の内容は、まさに私たち介護支援専門員が今後すべきこと、指針となるもの、居宅介護支援事業所の収入・介護支援専門員の地位の向上のためになること、理念から実務面まで、30年度改定、次期改定の方向性に沿ったものであり、熱く語って頂きました（中には介護給付費分科会の裏話、この紙面には掲載できないような内容もありました）。

さて、講演の内容ですが、その大きな一つは、「医療と介護の連携」をすること。今回の改定はそのことが強く期待されているものであり、医療連携関係の加算をしっかりと居宅介護支援事業所が取得していくことがとても重要であり、取得していくかどうか、ケアマネジャーが実践していくことが試されている状況であるとのことです。この機会を捉えていかないとケアマネジャーの将来はないと訴えられました。より具体的な内容は誌面の都合で書ききれませんが、参加したお近くの会員から情報を頂いてもらえれば幸いです。また今回の研修会に参加された非会員の方々には、この機会に是非とも入会して頂ければと切に要望します。会員となれば今回の研修会参加費は500円。研修会資料は70頁以上、スライドの枚数にして300枚近くに及ぶ介護報酬改定についての詳細解説となっています。

小原氏も日本介護支援専門員協会は（山形県介護支援専門員協会はその山形県支部です）、唯一の職能団体であり、ケアマネジャーの地位を守る団体であり、利用者の生活を守る団体とのこと（その通りと思います）。「居宅介護支援費」の自己負担導入の議論は依然として継続しており、組織力をもって主張していくことが重要となります。

というような内容から、「30年度改定のあらためての実践ポイント」などのお話もあり、この紙面では伝えきれません。

講演の最後は「行動すること。行動の無いところにはケアマネの明日はない。」とのやはり熱いメッセージを頂き終了しました。

平成30年度 第2回 研修会

「一般社団法人日本介護支援専門員協会の居宅介護支援事業所管理者研修」伝達研修会

●日　時　平成30年7月29日（日）　13:30～16:30
●会　場　国際交流プラザ山形ビッグウィング
●内　容　**「今後、主任介護支援専門員はどうあるべきか？」**
●講　師　村山　正市氏（山形県介護支援専門員協会理事・研修受託事業委員会　委員長）
参加者数　会員 61名　非会員 14名　計75名
充実した内容の研修会でした。詳細報告は割愛させて頂きます。ご了承ねがいます。

一般社団法人 日本介護支援専門員協会

第10回 社員総会報告（抄）

日　時　平成30年6月30日（土）　13時～16時30分
場　所　鉄鋼会館　8階801会議室
参加代議員　佐藤裕邦（山形県介護支援専門員協会会長）

上記の日程で、第10回となる社員総会が開催されました。今回代議員佐藤知生は私事により委任出席となりました。以下は実際に出席された、佐藤裕邦代議員のまとめです。

①承認を必要とする議案

「H29年度事業報告・決算報告・規約変更」には特に意見・質問は当日の会場においては無く、満場一致で承認されました。会員も微増で、黒字決算です。

少しずつ、執行部に安定感が出てきた感じがします。と同時に、執行部のまっすぐさが伝わって来て、執行部に対する信頼感のようなモノが代議員との間に生まれているような感じがしました。

②H30年度事業計画

最大の案件は「居宅介護支援費の自己負担」阻止。これについての協会の考えが、若干総会資料の「２. 意見質問一覧」に「自己負担を導入すると徴収事務が増え、その分の報酬の上乗せが必要になり、介護保険財源を増やしてしまうという視点」が述べられています。ですがこのような考え方をすると、少しでも自己負担を肯定することにも繋がるので、あくまでも反対！しかし、1部負担を主張する側に対してどれだけ納得のいく反対理由があるか！現場の声を集めていきたい！・・現状、「検討する」ということで落ちついた。

（平成28年12月9日介護保険部会「介護保険制度見直しに関する意見」の15・16頁に【ケアマネジメントに関する利用者負担】についての意見が述べられています。ご参照下さい。）

③規約の変更

ケアマネジメント学会・日本介護経営学会からの理事を外した。理由は、学術団体より、職能団体から理事の推薦の方が理屈に合うから。

④事業所管理者を主任ケアマネにする件

方向性が出たときに、協会としての考えの発信が少なかった。たとえば、今後主任ケアマネをしっかり養成していく、そしてフォローしていくことをHPなどでコメントを発信して欲しかったとの意見あり。協会バッシングは会員の不安によるもの！・・・積極的に協会がコメントを発表することが良い！

⑤H30事業計画

4ページ目に主任・施設・GHのケアマネの「手引き書」作成をするとのこと。県協会の地区支部でこの手引き書を使って「施設ケアマネ」「GHケアマネ」の研修会を行っていくことが出来ないか！

※秋田の渡部勝氏（元ブロック理事）が施設ケアマネの手引き書を解説する研修が盛岡で12月15日辺りにありそうです。

⑥報告事項

- 日本協会の研修予定表にある「講師指導者養成」11／3・4日は好評につき今年も開催予定です。
- 研修修了を試験で決定する方向も視野に入れられていました。
- 小原・濱田両副会長から国の会議の報告がありました。

以上、特に揉めることも無く、16時過ぎには終了しました。

※総会資料は日本協会ホームページからダウンロードできます。

理事会報告

第37回 理事会報告

と　き　平成30年6月9日(土)16時～18時
ところ　山形市総合福祉センター
出席者　佐藤裕　高木　明日　高橋則　伊藤喜　鈴木　星川　佐藤郁　佐藤貴　大木　丹野　高橋英　高橋秀　佐藤温　荒木　佐藤知　伊藤順　藤橋　門脇　峯田　宮林

1. 各委員会活動について

【研修】:第1回研修会予定
【サポート】:電話相談6件・掲示板5件。
【広報】「通信」27号校了。
【調査・研究委員会】
日本協会からの調査依頼について。
【研修受託事業】
4月6日～主任更新研修開始。
主任研修の申し込み120余名。定員は65名としていた。どこまで受けていくか検討。受講要件を満たしている方ついては、全員受けていく方向を確認する。

2. 各地区支部活動について

【山形】:総会　6月6日開催
【最上】:総会兼懇親会　5月18日
【庄内】:6月22日　総会・第1回研修会
【村山】:5月13日総会・第1回研修会。
【置賜】:7月28日総会・第1回研修会

3. 平成29年度事業報告・平成30年事業計画(案)

資料の確認をした。

4. 平成29年度決算・平成30年度予算(案)

資料の確認。財務管理体制の検討要。

5. 新規入会者の承認について

資料の通り、新規入会者の承認がなされた。

6. 第7回通常総会・第1回研修会について

出席状況・理事の準備状況・役割分担などの確認がなされた。

7. その他

・6月30日(土)日本介護協会社員総会
・歯科衛生士会研修案内

第38回 理事会報告

と　き　平成30年7月28日(土)16時～18時
ところ　山形県看護協会訪問看護会館
出席者　佐藤裕　明日　高橋則　鈴木真　星川　佐藤貴　大木　佐藤温　荒木　佐藤知　阿部　村山　菊地

1. 各委員会活動について

【研修】:第2回研修会準備状況。約70名。
第3回研修会9月16日。講師川越雅弘氏。第4回12月1日協同の杜。講師成澤正則氏。
【サポート】:電話相談8件・掲示板3件。
市町村からの質問などもあり。「生活中心型」についてなど。
【広報】:「通信」28号編集開始。
【研修受託事業】6月23日第1回委員会。主任更新研修修了審査結果報告。主任介護支援研修実施状況報告。専門研修課程Ⅰ・更新研修の申し込み状況報告。専門研修課程Ⅱの要綱発送済。
次年度の研修受託体制が課題。

2. 各地区支部活動について

【庄内】11月2日ケアマネジャー大会。障害領域のプランナーと協力。12月第3回研修会予定。
【村山】次回10月20日ケアマネんぼの会予定。
【置賜】7月28日総会と研修会開催。107名の参加者。今後9月役員会、11月もしくは12月の研修会。地区を3地域に分けての交流会企画。

3. 新規入会者の承認について

資料の通り、新規入会者の承認がなされた。

4. 第2回研修会について

当日準備の打ち合わせ実施。

5. 法定研修の受託体制について

事務的負担が大きいので受託を継続するか検討していく。

6. その他

・日本介護支援専門員協会組織会員委員会
7月30日(月):東京にて

地区支部報告

山形地区 支部報告

平成29年度 スキルアップセミナー

1回目　日　時　平成30年2月14日(水)18:30～20:00
場　所　山形市歯科医師会館
2回目　日　時　平成30年2月17日(土)13:30～15:00
場　所　大島医院

タイトル
今だから知っておきたい！
歯科介入による介護予防・健康長寿への効果

講　師
一般社団法人山形市歯科医師会理事、坂田謙先生、
同地域保健委員、大沼智之先生

参加人数　会員のみ合計17名

内　容　昨年度に続き、会員限定・少人数のセミナーを開催。和やかな雰囲気の中「寝る時に義歯を外したほうがいい理由は?」「義歯作成には何回通院が必要?」など先生と対話しながら、しっかり噛める事が介護予防に繋がる事を皆で学び合うことができました。

平成30年度 総会・第1回研修会

日　時　平成30年6月6日(水)19:00～21:00
場　所　山形市総合福祉センター2階交流ホール

研修会タイトル
「平成30年度介護報酬改定を迎えて
―実践につなげる読み解き―」

講　師
村山正市氏(清幸園ケアプランセンター センター長)

参加人数　50名(会員45名、非会員5名)

総会では、平成29年度の事業・決算報告、また平成30年度の事業・予算報告をおこない承認されました。総会終了後、第1回研修会を開催。村山先生からは4月の介護報酬改定の背景、実践につながるポイントを大変わかりやすくご講義頂きました。中にはケアマネの将来について厳しいお話もあり、適切なケアマネジメントを提供していく必要性を改めて感じました。それでも、明日からのケアマネジメントにすぐ活用することができ、自信を持って適切な業務をおこなえるようエールを頂けた研修会になりました。

今後の予定　9月に医師との連携をテーマにしたスキルアップセミナー、12月に多職種連携交流会を開催予定です。

ケアマネ110番より

相談窓口（ケアマネ110番）より

このコーナーでは山形県介護支援専門員協会相談窓口に寄せられたご相談と回答をお伝えします。

退院・退所加算について

質問

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表の退院時共同指導料２の注３の要件にある「入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等」の考え方について質問します。入院中の医療機関は、医師または看護師の2職種しか認められないのでしょうか。医師や看護師の参加なく、コメディカルスタッフ（入院先の薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・社会福祉士など）が参加した場合の算定可否について知りたいです。

3月23日付Ｑ＆Ａ問140の回答で、「退所施設からの参加者としては、当該施設に配置される介護支援専門員や生活相談員、支援相談員等、利用者の心身の状況や置かれている環境等について把握した上で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員に必要な情報提供等を行うことができる者を想定している。」とあります。この考え方からすると、入院先の医師看護師の参加が無く、コメディカルスタッフがカンファレンスに参加した場合も該当になっても良いのではないかと思われます。

回答

退院時共同指導料２の注３に「入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等」と記載されていますが、具体的には医師又は医師から指示を受けた看護師等になります。退院時共同指導料２の注３『入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等』の『等』の示す範囲については、Ｂ００４退院時共同指導料１の注１において、「保険医療機関に入院中の患者について、（略）保健師、助産師、看護師、准看護師（以下この区分番号及び区分番号Ｂ００５において「看護師等」という。）、薬剤師、管理栄養士（以下略）」と明示されています。また、「看護師等」などと示された場合、同区分内の注釈に示された範囲、若しくは看護師そのものをさすことが原則です。

各委員会より

●サポート委員会

県委託事業の相談件数は、8月末日で27件です。今年は介護保険制度の改定があったこともあり、昨年の同時期11件と比べると増加傾向にあります。相談方法は電話相談が最も多く、FAX相談もありました。会員専用掲示板におきましては、昨年は1年間で17件、今年は8月末で、すでに19件と増えています。また、居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村に移譲したこともあり、判断に迷う難しい質問が増えています。書籍の「介護報酬の解釈１～３」を参考にしながら回答を作成していますが、判断に迷う質問は、県の担当者へ照会しています。回答まで時間がかかる時もありますので、ご了承ください。

（サポート委員長　荒木昭雄）

●研修受託事業委員会

おかげさまで、専門研修課程Ⅰ、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修を終了することができました。現在、10月2日～11月中旬にかけて専門研修課程Ⅱ・更新研修（実務経験対象者）を実施しています。内陸2コース、庄内1コースです。会員各位のご協力に感謝いたします。

2021年4月1日から指定居宅介護支援事業所の管理者要件が、主任介護支援専門員になります。主任介護支援専門員は、ケアマネジメントに習熟しており、他の介護支援専門員に対して指導・助言等の人材育成と地域づくりに貢献できる方が対象です。コンプライアンスはもちろんですが、スーパービジョン能力、文章能力、管理・運営能力などが求められます。特に主任介

護支援専門員更新研修は5年の主任介護支援専門員としての実践力を評価されます。また、旧カリキュラムの修了者の方は新カリキュラム内容について自己研鑽を図り、自分から資質向上を図らないと、ついていけなくなるばかりか、事業所運営にも課題が出てきます。

介護に焦点を当てる介護支援専門員ではなく、地域包括システム、地域共生など生活全般にわたる広い知識と技能で業務が出来るケアマネジャーが求められてきています。

更新研修の方は忘れずに更新手続きをお願いします。有効期限を過ぎた場合は実務に従事できません。

（委員長　村山正市）

●調査・研究委員会

山形県介護支援専門員協会会員調査へのご協力ありがとうございました。

ただいま調査内容をまとめているところです。まとまり次第、皆様へご報告させていただきますので、今しばらくお待ちください。

今後も会員の皆様の日々の業務に役立つような調査・研究を行っていきたいと思います。

取り上げて欲しいテーマ等がございましたら、いつでも事務局または、最寄りの山形県介護支援専門員協会理事までお知らせください。今後ともよろしくお願いいたします。　（吉田京子）

各専門職より Professional Comment

「介護支援専門員と医師のかかわり」

介護保険が導入されサービスを利用する人も増えてきています。この介護保険に欠かせない存在が当協会の介護支援専門員（以下ケアマネ）であると私は思っています。利用者の方のケアプランを一人一人の状態に沿った形で作成し、そのケアプランをもとに各種サービスを提供できる体制が整っていくからであります。

医師の介護保険へのかかわりは、まず主治医の意見書を書くことから始まります。本来主治医の意見書は、利用者が介護保険を使っていく上でどのようなサービスを受けることがその人にとっていいのかということを把握し、それをもとに今の状態について症病の経過ならびに特記すべき事項に記載するというのが大切であると私は思っています。ただ実際の意見書を審査会で拝見すると、病気の事は書いてあるが、介護サービス利用の上で重要な事項がほとんど書いていないのが現状であります。ほとんどの先生は主治医の意見書が介護サービス計画作成にどのように利用されているかを把握しているとは言えないことが多いようです。各地区の医師会で主治医意見書の書き方をもう少し学んでほしいと思っています。

ケアプラン作成についてですが、利用者がどのサービスを受けることが望ましいかをケアマネが考えているわけですが、できればすべての症例で主治医がケアプランを確認し、よりよいサービス提供ができるかについて意見を戴けるといいと思っていますが現実的には難しい問題であります。介護保険でどのようなサービスを提供できるのかは、ケアマネの資格を取った医師でなければ理解できていないと思われます。介護保険を医師に理解してもらうためにも、できるだけケアマネが医師と面会しサービスの種類を理解してもらい、最適のサービスを提供するということを共に考えていただきたいと思います。（理事　高橋則好）

各専門職より
Professional Comment

精神疾患を持つ利用者へのアプローチ

精神保健福祉士の立場から

日頃の居宅介護支援業務の中で、精神症状（認知症除く）が認められる（疑い含む）利用者との関わりを持つことがあるかと思います。

そのような場合の支援についてのワンポイントをお話ししたいと思います。

まず、どのような経緯で支援するに至ったかによって異なりますが、ファーストコンタクトの場面を考えると、事前情報は大切です。治療歴の有無、未治療（治療中断）、近隣等とのトラブルを認める場合などもあります。変に身構える必要はありませんが、ケアマネ自身の予測の範囲を超えてしまい、適切な信頼関係を構築する最初の出会いに失敗するかもしれないからです。訪問してはじめて違和感という場合もあります。

そんな時に陥りやすいのが、利用者が暮らす生活環境・住環境にばかり目が行ってしまうことです。援助者がまず目を向けるべきなのは利用者本人です。暮らしづらさを抱えた利用者の、非言語化の意思表出に注意し、時間というツールも使いながら、主訴と言えるべきものを丁寧に確認して下さい。そのうえで、その内容がケアマネ自身理解でき、具体的な支援方法について利用者がイメージできる内容なのかを吟味して下さい。とりあえずから始めると、不信感になることもあります。

そして、それらの協働作業の結果を事業所に持ち帰り、事業所として対応が可能な内容か、具体的な支援方法の妥当性について判断する作業を事業所全体で行って下さい。このプロセスを経ることによって他のケアマネもその利用者の状況を知ることとなり、不意の利用者からの連絡対応等において事業所全体での支援となっていきます。そのことが担当するケアマネ＝事業所と利用者との信頼関係構築と今後の援助関係に良い影響を与えるようです。また、経験を積んだケアマネが陥りやすい、抱え込みやパターナリズムによる弊害払拭のためにも必要です。

編集後記

猛暑を通り越した酷暑の今年の夏、皆さんご自分の体のこと大切に過ごされているでしょうか？

水分補給、そしてミネラル、それを維持するためのたんぱく質、十分でしょうか？

平成30年春に介護保険が改正になり、口腔、服薬の状態を主治の医師、歯科医師、薬剤師に情報伝達の義務。

サービス提供責任者も情報共有するように債務となったことが、こんな夏にも、高齢者の健康と生活を支える推進になることを期待しています。

（C.H.）

「ちょい足しレシピ」

ちょっとした工夫で料理の味に変化を与えてくれる「ちょい足し」。プロも納得の確実に美味しくなるちょい足しから、未知のものまで、様々な「ちょい足しレシピ」が最近話題になっています。さて、私たちのケアマネ業務にも「ちょい足し」を考えてみてはいかがですか?

料理ではなく「ケアプラン」に「専門職の知識と技術」の「ちょい足し」です。ご利用者さんに「専門職からの視点やアドバイスを加える事で介護予防や自立支援の為のよりよいサービスをお届けすることができないかなぁ・・・と、今度の介護予防教室のメニューを考えていて思った事でした。

ちなみに、調理実習のテーマは「ちょい足しレシピでしっかり栄養」にしました。これから「収穫の秋」「食欲の秋」です。「食べる」ことが益々楽しみになる季節です。

（kiku.i）

一般社団法人　山形県介護支援専門員協会会誌
ケアマネ通信　やまがた　No.28

発行日／平成30年10月
発行人／佐藤　裕邦
発行所／一般社団法人 山形県介護支援専門員協会
〒990-0021 山形市小白川町2-3-31
山形県総合社会福祉センター内
TEL 023-633-1098　FAX 023-615-6521
E-mail : yacm@pony.ocn.ne.jp

印刷・製本／田宮印刷株式会社
〒990-2251　山形市立谷川三丁目1410-1
TEL 023-686-6111　FAX 023-686-6114